

平成 30 年度 第 2 回 横浜市中央卸売市場開設運営協議会会議録

日 時	平成 31 年 1 月 18 日（金）午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 3 0 分まで
開催場所	横浜市中央卸売市場本場 3 階研修室
出席者	森副会長・高力委員・山下委員・長岡委員・細野委員・多賀谷委員・福留委員・後藤委員・芦澤委員・石井（良）委員・山口委員・鈴木委員・布施委員・石井（孝）委員・永井委員・福岡委員・出川委員（計 17 名）
欠席者	若杉会長・藤島委員・荒木委員（計 3 名）
開催形態	公開（傍聴者 1 名）
議 題	卸売市場法改正に係る市場の運営方式について（第 2 回）
決定事項	継続審議
報告事項	横浜南部市場にぎわい創出事業の現状について
資 料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次第</li> <li>2 委員名簿（資料 1）</li> <li>3 座席表（資料 2）</li> <li>4 卸売市場法改正に係る市場の運営方式について（第 2 回）（資料 3）</li> <li>5 「（仮称）BRANCH横浜南部市場」の説明会（大店立地法）を開催します（資料 4）</li> </ol>

## 議 事

### 【開会】

副会長より開会にあたってのあいさつ。

議事へと進む。

### 【議題1：卸売市場法改正に係る市場の運営方式について（第2回）】

事務局から資料に基づいて説明。

（質疑等）

「1 市場運営に係る横浜市場の課題について」及び

「2 他都市の卸売市場の運営事例について」関連部分

布施委員：副会長は事務局案とおっしゃいましたが、検討資料ということでもよろしいでしょうか。

森副会長：先ほど冒頭で説明した事務局案の資料ということです。

布施委員：運営事例ということでご説明いただきましたが、2番の神戸市の事例は、PFIのいわゆる民間資本を導入するという話だと思いますので、運営事例という話ではないではありませんか。そして、先ほど経営展望の話が少しありましたが、3年前に始まったワーキンググループの話の中では、公設公営が前提でスタートしたように記憶しています。それについて、あらためて開設運営協議会で運営方式について議論するという事は、経営展望についてはとりあえず訂正するという事ですか。

事務局：まず、経営展望につきましては、議論がスタートした時点では卸売市場法が改正されていなかったということで、布施委員のおっしゃるとおり、公設公営を前提としたものを検討してきたという経過がございます。しかし、現時点では卸売市場法が改正されて、開設・運営方式の結論がまだでている状況ではありませんので、運営方式の方向が定まった時点で、経営展望にも修正すべき点があれば、修正していかねばいけないと考えております。もう一つ、神戸市中央卸売市場につきましては、建設に関しては運営という話ではありませんが、新規に開設した施設の維持管理につきましては、PFI事業者が行っている部分がございます。それと市場のPRや料理教室についてもPFI事業者がやっているということでもありますので、一部の運営についてはPFI事業者が担っているというものでございます。

山下委員：大阪府の事例は、非常に早い時期に指定管理者制度を導入しているのですが、これは何か事情があったのでしょうか。追随しているところがありませんので、何故大阪府だけがこのような特殊な事例になったのか、経緯とその後継がない理由を教えてください。

いただければと思います。

事務局：大阪府が指定管理者制度を導入した経緯につきましては、当時橋本知事が府知事をされていた時に、民間活力を導入するという事で積極的に取り組んでおりまして、その流れの中で大阪府も指定管理者制度を導入することになったと聞いております。その後指定管理者制度を導入している自治体がないことについては、大阪府が指定管理者制度を導入する際に、事業の説明会を開催したところ、10社程度説明を聞きに来た会社があると聞いております。ただ、実際に指定管理者に公募したのは、場内事業者で組織した管理センターだけだったということでございます。何故かということをお話をお伺いしたところ、市場という24時間365日動いている施設で沢山の事業者が関係しているというような複雑な状況の中、市場外の一般の施設を指定管理するような会社が簡単に参入するわけにはいかないとのことで、公募を見送ったのではないかというようなお話をされておりました。指定管理制度の導入が中々広がらないというのは、参入する外部の事業者にとっては、参入しにくい環境にあるのかなと思います。また、内部の事業者で会社を設立して運営するというのも難しい面があって、実現に至っていないのではないかと考えております。

山下委員：ありがとうございます。

芦澤委員：2点ほどお伺いします。先ほどの布施委員の話と同じなのですが、経営展望策定ワーキンググループの第一項目として、今回の市場運営方式を掲げてあります。先ほどの鈴木課長の話ですと、その時点では卸売市場法が改正されていなかったと。そうであれば、第一項目のところもワーキンググループである程度検討すべきじゃないかと思えます。ワーキンググループが設立されたのは、経営展望案を開設運営協議会に提出し、その後答申するという形でワーキンググループが出来たわけですね。ですので、なぜ市場運営に係る横浜市場の課題だけを開設運営協議会に持ってきたのか、そのところの真意を教えてください。

事務局：ワーキンググループで議論されている課題をこちらにお示ししたということにつきましては、先ほどお話ししましたように、方向性によっては検討中の経営展望を修正していかなければならない部分があるとは思いますが、現時点で市場関係者にヒアリングをした課題というものは、現状の課題ということであります。こちらの開設運営協議会に事例として報告させていただいても、方向性にかかわるもの、経営展望の修正等を伴うようなものではないということで、現状皆さんが思っている課題を事例として報告させていただいたというものでございます。

芦澤委員：そうなりますと、このワーキンググループの検討を、ある意味で言葉は悪いのです

が、無視するような形の中で開設運営協議会で決めていくと。横浜市中心卸売市場の経営展望策定ということですから、当然法律が変われば、そのところはさかのぼって検討すべきであって、ワーキンググループで案を出した中で、開設運営協議会で検討するという方法がベストなのではないかと思いました。ですから、そのところをやはりワーキンググループに戻した形でやっていくべきだと思っています。

後もう一点、今回のこの共通課題を出されました。私的な考えですが、他都市の運営事例で公設民営、それと旭一旭川地方卸売市場の民設民営が記載されていますが、これらがあくまでもうまくいっているというのは、単独企業でのメリットというところがあると思います。我々横浜の中央卸売市場は水産・青果を含めて、あくまでも複合体であって、水産の中でも単独企業が各個あるということを考えますと、この共通課題は、やはり全体的な課題として方向性を決めて、かつこれを各社が自社努力の中で解決するものがある。そう考え、結論から言いますと、やはりこの横浜市中心卸売市場は公設公営で行っていただいて、この課題の中で、行政つまり開設者が入らなければいけない課題は、そこでも解決していくというような方向性が一番よろしいのではないかと考えております。私の意見は以上です。

高力委員：今皆様のご意見を伺って、経営展望策定ワーキンググループのやり取りを私も存じ上げませんので、開設運営協議会に持っていくフローについては言及できませんが、今の事務局の説明と協議会の内容を鑑みると、あくまで事務局側としては、ゼロベースで考えた時に、皆さんがどういう意見を持たれているのかということ、まず把握したいというのはあるのかなと考えます。一番重要なのは課題を解決するために、どういう運営方式がいいのだろうかという事が一番の肝だと思っています。一つ一つの課題で、優先度とかコストを総合的に判断しながら着手していく過程があると思いますが、それを鑑みると、優先度の高い課題が果たしてどういう形で解決できるのか、それは各企業努力でできることなのか、それともお金がかかるので、市場全体でやっていかななくてはならず、ここで何らかの力が必要になってくるかもしれない等、ある種、ゼロベースで考えていても課題を解決していくために何が重要なのか、できるのかできないのかを考えた時に、適切な解決に結びつくのではないかと考えます。この課題を解決するためには、公設公営がいいのか、公設民営がいいのか。あるいは民設民営というのは、色んな条件があって、限定的なものだと思いますので、その限定性は横浜市中心卸売市場には向かないなと判断するための資料なのかなと考えます。

逆に、ゼロベースで考えた時に、この他都市の運営事例を見ながら非常に理想的に

言うと、コストも削減でき、ニーズも把握でき、活発な市場取引ができるような運営企業があって、そこが開設者になり運営するのが理想ですが、そんなに簡単にいく訳ないというのが、大阪府と神戸市と旭一旭川地方卸売市場の事例からわかりますので、公設公営なのかはわかりませんが、設置者は公設になるのではないかと思います。ただ、運営の仕方は、課題に対して誰がどこまで解決できるかというのを見合った上で、ここの部分は、例えば共同で会社を設立して取り組んだ方がいいかもしれないという結論が出るかもしれません。私の意見としては、この議論自体は無駄ではないと思います。経営展望策定ワーキンググループの落としどころが私にはわかりませんが、意見を出し合って調整していく形になるのではないかと考えます。個人的には公設は避けられないのではないかと思います、一部民営ノウハウを使って課題解決ができるかもしれないという可能性を見出すのがよろしいかと考えます。

森副会長：ありがとうございました。経営展望については、知っている方と知らない方が完全に分かれてしまっているのではないかと思います。経営展望というのはこの卸売市場法の改正と両輪だと思います。これらが一緒になって動かないと、別々に動いても、結局、目標に向かってたどり着かないのではないかと。やはりもう少し経営展望策定ワーキンググループの中身が皆さんにも周知されるような状態に作り上げて、そこから開設運営協議会が議題を引き上げていくといいますか、そこに到達させていくというのがいいのではないかと、高力委員のご意見を聞いて、私はそう感じました。

(質疑等)

「3 卸売市場法改正による取引のあり方について」 関連部分

布施委員：市場取引委員会は運営方式を含めて色々な課題を審議する場という説明がありましたが、そうなのでしょうか。

事務局：誤解を与えるような表現をして申し訳ありませんでした。市場取引委員会が担う部分は取引ルールに関することとございます。今回ここで議論していただきたいのは、取引ルールが変わることによっての課題や方向性など、あるいは市場の運営方式に関わる部分がありましたら、この場で議論をしていただきたいということとございます。

布施委員：つまり、取引に集約した市場取引委員会ということだと思います。条例改正においてはこの取引に関するところが一番重要なわけで、この条例改正と運営方式と一緒にこの中で議論するというのは誤解を招きます。それはあり得ないですね。

事務局：具体的な取引ルールにつきましては、この場では決められないというものでござい

ます。ただ、法改正により様々な可能性が出てきましたので、一般論的な部分になってしまうのかもしれませんが、こういうことが出来る、こういうことが課題、ということなどを含めまして、運営方式に関わる部分がございましたら、あわせて議論をしていただけたらという趣旨でございます。

布施委員：同じ議論になるかもしれませんが、それは最後の最後の付け足しみたいなもので、市場取引委員会で行うべきことは、まさに資料の3（2）に記載されている、今までの条例で規制されていた第三者販売・直荷引き・商物一致、それを中心とする取引をしっかりとここで決めるという位置付けなのではありませんか。そのために今市場関係者にヒアリングをして、意見を集約して、市場取引委員会に向けて準備をしているということですね。私としては、条例改正について、もっと中心的な話題に立ち向かうべきだと思います。運営方式については、高力委員がおっしゃったとおり、公設はもう自明のことだと思います。運営方法については色々な研究をするのは当たり前です。この大阪府の事例で言うと、他の会社が入ってきたという話ではなく、卸・仲卸が会社を作って、今まで運営していた人たちが中心になって、民間が運営しますということです。こういう形で動かしたということで、仲卸の理事長が管理センターの代表となって、今もやられています。先ほど芦澤委員がおっしゃったとおり、外の話ではなくて、そのまま市場の運営の形が変わったというだけの話です。もっと言うと、これは維新の会の二重行政を辞めさせようというスローガンで出た時に、橋本知事がこれを大きな目標にしたわけですね。ところが、大阪市の2つの市場に対して、維新の会はこの案を市議会に出したのですが、通りませんでした。大阪府の市場はこの案が通ったので、やむを得ず、卸・仲卸で何とか自分達でやろうということになった経緯があります。ですので、横浜市中央卸売市場が公設だということは自明のことだと思います。民営かどうかということも研究課題として設定すれば十分であって、あえて、開設運営協議会で何度も何度も議論するのは、ほとんど意味がないと私は思います。大阪府は行政から民間に運営自体が変わったことによって、色々なコストを削減できたということです。私が聞いたところによると、十数名で運営していると。相当な人数を削減したということを知っています。そういうことを含めて運営の仕方なので、もうこれは公設、今でいうと公営も自明の理なので、運営の方法については研究するというので、この開設運営協議会で何回も議論するのはあまり意味がないのではないかと私は思います。

事務局：私どもとしましては、民設が可能になったことを踏まえまして、このことについて幅広く御意見を伺っていきたいと考えておりまして、開設運営協議会でもしっかりと議論

をさせていただいて、そのほか、議会や関係者等からも意見を伺っていききたいということで、今回5回ほど議論をさせていただきたいと考えた趣旨でございますので、できるだけ議論をしっかりとしていきたいと考えているところでございます。

芦澤委員：「3 卸売市場法改正による取引のあり方について」の意見交換ですが、先ほど布施委員が業務条例についておっしゃっていましたが、各市場の業務条例、その下に要綱・要領もあります。その業務条例の中に、例えば上場物品のせり売りだとか相対だとかという形の中で、今度は取引関係の要綱・要領も入っています。ですから、市場取引委員会ではなく、この開設運営協議会の中で、皆さんに意見を出して下さいと言っても出ないと思います。これが私の意見です。

事務局：芦澤委員がおっしゃるような難しい面があるということは、私どもとしてもご意見を伺いました。ただ、せっかくお時間ありますので、ご意見が出るのが難しいということであれば、それで構いませんけれども、是非その他ご意見があればお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

(質疑等)

「4 横浜市場の賑わい創出について」関連部分

布施委員：この京浜臨海部再編整備マスタープランですが、9月に新しく出されました。私も素晴らしいなと思って見ていたのですが、これから山内ふ頭からその先に埋め立てが実施されて、いわゆる賑わいエリアを創出するというプランです。過去の経緯で、水産と青果の活性化協議会という組織がありまして、今現存している山内ふ頭についての申し入れを横浜市の副市長にしたと思います。市場の賑わいに関わることで、場所を使わせていただけないだろうかという要望書を出したと思います。その影響で、これが賑わいエリアということで、埋め立ても含めてプランニングされているということだと思います。資料の四面に囲まれたところに「エリアプラン3」と書いてあって、上段最後のところには「来訪者が訪れるみなとみらい21地区と近接する場所に位置しています」と記載されています。原本を見ると、その後に「臨港幹線道路（現在暫定供用中）の整備や、土地の埋立が計画されています」と記載されており、山内ふ頭の先をもっと広いエリアに埋め立てをします。これもずいぶん前からの計画ですが、それがもう一度復活したという話です。これも横浜市本場運営会議で本間理事が説明された話だと思うのですが、私が注目したいのは、その下の「中央卸売市場と連携した賑わい創出」というところがあります。原本には「埋立前は、市場に隣接する低未利用地などを活用し、周辺の企業活動に配慮しながら、市場と連携した水

産物・青果物等の「食」をテーマとした物販」と記載されており、私が言いたいのは、埋立前に既にマルシェをやりますよということを謳っているわけですよね。埋立が終わってからではなく、今、埋立前の山内ふ頭を活用していきます、マルシェをやり、という理解でよろしいですね。

事務局：埋立前だから、今ある土地について、とりあえず未利用地となっているところをどうやって活用するかということなので、具体的には三角地で、以前に港湾局が所有している土地を経済局が借りていた駐車場がありました、明らかにそこが該当部分になると思います。それと、隣で活用されているリサイクル施設等もございますので、今の三角地でどれほど十分な大きさのものなのかも含めて、また、都市計画上の課題、例えば港湾のどういう施設の位置付けになっているか等といった課題もクリアしながら、関係部署とこれから周辺のまちづくりをどのように進めていくか、位置付けるかというところを議論しながら検討する必要があると思っております。本当の意味での暫定議論であれば、単発で少し借りてイベントで使用することは可能だと思いますが、今は上下水を含めて水回りがなかったり、電気をどこから引っ張ってくるのか等、使い方も含めて、簡単にいく方法は何なのかということも議論しながらやらないと、なかなか暫定利用も難しいところがあります。例えば市場の事業では、市場まつりや市場一般解放を行っていますが、そういう所にどれくらい立ち入れて、例えばエリアを広げるとか、他の方々と連携をして、その場所を活用できるかということが一つの課題だと思います。これは市場関係者の皆様としっかりと話し合いをし、他の方々とも連携をしながら、賑わいの場所として使っていけるか検討していかなければならないと思っております。これは20年先の話とかではなくて、今これからどういう風にやっていけるかということ、引き続き検討していかなければならないと考えています。

高力委員：横浜市場の賑わい創出ということで、先ほど市場の課題にもありましたが、地元実需者の取りこぼしがあるといった、地元のニーズがわからなかったというような課題に対して、賑わい創出の場を是非活用していただきたいです。先ほどご説明いただいた横浜市場を支えている何人かのキーマンがいらっしゃると思うのですが、そういう方をピックアップしつつ、逆にそういうイベントこそ民間の力を借りてやるということを、運営をやるのではなくて、イベントの開催やイベントに伴った様々な仕掛けのようなものは、是非民間の力を借りて、賑わいをそれこそ創出していただければと思います。ですから、この取組は逆に言うと、今後も運営とかに関わって、一種の消費者のフィードバックをもらえるところだと思います。その消費者に対するテストマーケティングができる場所だと思いますので、単に賑わいを創出するとい



うよりも、テストマーケティングをしながら、あるいは、横浜のブランドをどのように考えているのか。私が気になるのは、豊洲でもなく、築地でもなく、横浜に行きたいと思うことは何なのかという所を是非ポイントにしてやっていただくといいかなと思います。私は横浜の人間ではありませんが、恐らく横浜にいらっしゃる方々は、豊洲ではない、築地でもない、横浜なんだという想いを何かしらお持ちだと思います。外部から見ていてそう思いますので、是非そういうところは何なのかを見出していいただければと思います。以上です。

**【報告事項：横浜南部市場にぎわい創出事業の現状について】**

事務局から資料に基づいて説明。

(質疑等)

山下委員：私が大変疑問に思うことは、にぎわい棟が駐車場の奥にあるという位置づけです。

店舗や特に飲食するエリアは道路の近くにあり、ここは南部市場駅がありますので、一般の方が車ではなく公共交通機関でも来やすいところにレストラン等があった方が、飲食しやすいと思います。資料の図を見ますと、駐車場約 750 台分のお客さんを収容するというコンセプトに見えますが、なぜ駐車場の奥に店を配置したのだろうと率直な疑問があります。

事務局：この 775 台が、図面上見えている平置き全部ではなく、平置き部分が 250 台分になりまして、残りの 2 階・3 階部分と言いましょいか、にぎわい棟の A 1 棟・A 2 棟の部分で、2 階と屋上部分で残りの台数ということになっていますので、見かけ上は広そうに見えますが、そこまで歩行者の方に御足労をかける距離ではございません。そして、先程の説明で交通渋滞対策ということを申し上げたのですが、渋滞が起きないように施設内の道路の形など、なるべく車がスムーズに駐車ができるように、施設の建設にあたっては、県警と全て調整が必要なものでございます。この形が、最も周辺の方にご迷惑をかけない形だと考えております。

高力委員：集客で重要なのは飲食部分であったりします。大規模小売店舗立地法は、小売業店舗が対象で飲食店業は含まれませんが、全体の運営をしていく訳ですから、飲食店に関して何も法律に引っかからない、関係ないというのではなく、是非トータルで見いただければと思いました。

布施委員：現在、旧南部市場の元仲卸さん達が売買しているところは、この図面には入っておらず、にぎわいエリアの外にありますよね。そことの境界線はあるのですか。

事務局：一番右下の斜めに線が引いてある部分が境界線ですが、そこに何らかの仕切りは設

置します。ただ、高い壁を設置してしまいますと、そこで分断されてしまいますので、フェンスのようなものを想定しています。やはり、一般の方が入場可能な賑わいエリアと、市場関係者が活用する物流エリアの仕切りというのは必要になりますので、高さや材質はまだ決まっていますが、見えるような材質で仕切りを設定するというところで聞いています。また、サイズ感ですが、にぎわいエリアが約 4.8 ヘクタールで、東京ドーム 1 つ分の大きさになります。横浜南部市場全体の大きさですと、掛ける 3.5 倍程度で約 16 ヘクタールあります。物流エリアとしては、この 3 倍くらいの大きさのエリアを抱えています。賑わいエリアとして、横浜南部市場全体の約四分の一を使わせていただいている状況でございます。

布施委員：ということは、にぎわい棟の外にあるということでしょうか。

事務局：そのとおりでございます。

布施委員：いわゆるまだ仮称ですので、「BRANCH横浜南部市場」というのは、市場取引をされているところは、この図に入っていないということですね。

事務局：そのとおりでございます。この図で見えているところを指して、この仮称という形になります。

布施委員：名称は「南部市場」が入っていますが。

事務局：市場跡地を活用していますので、横浜南部市場の名称を使用しています。

布施委員：BRANCHというのは正式名称だと思いますが、F r e s p o など大和リース株式会社が、様々な形で全国展開している事業の一つということですね。

事務局：そのとおりでございます。

布施委員：元市場との関連ということで、それで横浜市場の物流その他の売り上げに寄与するということは考えられますか。

事務局：それを目指して、この事業をさせていただいているところでございます。

布施委員：よろしく申し上げます。

事務局：先程、平置き駐車場 250 台と申し上げましたが、正確に申し上げると 324 台なので、駐車場収容数全体の約半分でございます。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

#### 【閉会】

森副会長：それでは、これにて協議会を終了といたします。皆様どうも御協力ありがとうございました。